昭和九年

（月報番號第一六四號）

No. 4

小作爭議調査表

（昭和十年一月分）

項目	内容
場所	朝倉郡夜須村大字三並
關係人員	地主 大武正人 外三五名 小作人 木原磯吉 外五七名
地主關係團体	ナシ
原因	小作人側は九年度凶作を理由に小作料減額要求を申合せ地主に坪刈検見を要請し、地主側五名小作人側七名区長外三名立会の下に坪刈を為したるが小作人は之が結果を侍たずして四割乃至七割の減額を要求したるに因る。
要求事項	昭和九年度小作料 一等田四割、二等田五割、三等田六割、四等田七割の減額要求
發生	昭和九年十一月十四日
終熄	昭和十年一月十六日
關係地種類面積	田 約二千五町
小作人關係團体	全農福佐聯合会夜須村三並支部
經過	小作人側の要求に対し地主大武正人は地主代表に非ざるを以て各関係地主に交渉すべしと回答し、十一月十六日小作官区長農会技術員等と共に立毛検見をせり、小作人側は各地主を訪問右を要求したるが会区長、村長其他の調停に奔走し双方関係者を會同せしめ一等田二割二等田二割五分三等田三割四等田四割減の調停案を提示し、詳細等説明をなして承諾を求めたるも、地主、小作人双方各見解を異にし態度を固持し譲らず、更に各村村長は十一月二十七日双方代表を別個に会合せしめたるも解決せず散会、小作人側は十二月二十八日三並支部臨時総会を開催し経過を報告し熟議せり、一方地主大武正人は解決困難を憂慮し独自の解決を講ずべく一月五日新年宴会の名の下に小作人二十一名を招待し調停案に準じて解決方希望したるに小作人側は同人を保留せり、本件争議の推移は区政上に多大の影響を及ぼすを憂慮したる村議は種々調停に奔走したる結果案の調停案に更に五分減を追加し両方の承認に努力したる結果たゞちに解決せり

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考
九年度小作料一反当り一斗七減額すること	